

広報 とみさと

3
/ 15

No.859
平成 31 年
2019.March

4 月から 広報とみさとが変わります

発行回数を月 1 回に

1 日と 15 日に広報紙を発行していますが、内容を集約し、月 1 回、1 日の発行になります。

読みやすく、わかりやすい広報紙へ

カラーページを増やし、写真や図を多く使い、読みやすく、わかりやすい広報紙を目指します。

☎ 秘書広報課 ☎ (93) 1112

発行●富里市 編集●富里市総務部秘書広報課 〒286-0292 千葉県富里市七栄 652 番地 1 TEL●0476 (93) 1111 (代) FAX●0476 (93) 9954 発行日●3 月 15 日(毎月 2 回発行)
●富里市公式ホームページアドレス <http://www.city.tomisato.lg.jp/> ●電子メールアドレス info@city.tomisato.lg.jp
●各課への問い合わせは、ホームページの各課窓口「お問い合わせフォーム」でも受け付けています

おもいのせ みらいをたくす とうひょう日

問 選挙管理委員会 ☎ (93) 1 1 1 1 (代)



4 月 7 日 (日) 千葉県議会議員選挙 投票時間 7 : 00 ~ 20 : 00

投票所入場券は 3 月 29 日 (金) から順次、世帯主あてに郵送します
各世帯員の入場券は、開いた内側に印刷されています。また、投票所
入場券が届かないときや紛失したときでも、選挙人名簿に登録されて
いれば投票することができます。

期日前投票

投票日に投票に行けない人は、入場券に印刷してある宣誓書を記入す
ることで投票ができます。

- 富里市役所 1 階ロビー
3 月 30 日 (土) ~ 4 月 6 日 (土) 8 : 30 ~ 20 : 00
- 北部コミュニティセンター
(駐車場混雑時は、臨時駐車場をご利用ください)
3 月 30 日 (土) ~ 4 月 6 日 (土) 9 : 00 ~ 19 : 00

投票できる人

日本国民で富里市の選挙人名簿に登録された、次の①~③の要件を全
て満たす人

- ①平成 13 年 4 月 8 日以前に生まれた人
- ②一定の犯罪により公民権が停止されていない人
- ③平成 30 年 12 月 28 日までに転入の届出をし、引き続き 3 か月以上、
富里市の住民基本台帳に記載されている人

県内の他市町村から富里市内に転入した人

平成 30 年 12 月 29 日以降に、県内の他市町村から富里市内に転入の
届出をした人は、以前住んでいた市町村の選挙人名簿に登録されてい
れば、前住所地で投票することができます (前住所地の選挙区)。
投票するには、転出前または転入先などの市町村長が発行する「引き
続き県内に住所を有することの証明書」が必要です。富里市では、市
民課 (市役所本庁舎 1 階) または日吉台出張所で発行します。

病院などに入院中の人は不在者投票を

県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどに入院・入所してい
る人は、その施設内で不在者投票をすることができます。また、市外に滞
在中の人は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができません。

4 月 21 日 (日) 富里市議会議員選挙 投票時間 7 : 00 ~ 20 : 00

投票所入場券は 4 月 14 日 (日) から順次、世帯主あてに郵送します
各世帯員の入場券は、開いた内側に印刷されています。また、投票所
入場券が届かないときや紛失したときでも、選挙人名簿に登録されて
いれば投票することができます。

期日前投票

投票日に投票に行けない人は、入場券に印刷してある宣誓書を記入す
ることで投票ができます。

- 富里市役所 1 階ロビー
4 月 15 日 (月) ~ 20 日 (土) 8 : 30 ~ 20 : 00
- 北部コミュニティセンター
(駐車場混雑時は、臨時駐車場をご利用ください)
4 月 15 日 (月) ~ 20 日 (土) 9 : 00 ~ 19 : 00
- 県立富里高等学校 1 階第 2 応接室
4 月 17 日 (水) 12 : 30 ~ 16 : 30

投票できる人

日本国民で富里市の選挙人名簿に登録された、次の①~③の要件を全
て満たす人

- ①平成 13 年 4 月 22 日以前に生まれた人
- ②一定の犯罪により公民権が停止されていない人
- ③平成 31 年 1 月 13 日までに転入の届出をし、引き続き 3 か月以上、
富里市の住民基本台帳に記載されている人

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人 (一定基準以
上の障害に該当する人) や介護保険法の要介護者で区分が「要介護
5」に該当する人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受
けることで、郵便で投票することができます。

代理投票

精神的・身体的な理由で字が書けないなど、投
票用紙に自書できない人は、本人が投票所に行
き、投票所の係員に申し出てください。係員が
秘密を厳守し、投票の手助けをします。

